

「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務

プロポーザル募集要項

令和6年 3月 8日

公益財団法人岐阜県教育文化財団

第 1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第 2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
第 3 評価に係る事項	4
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価基準	
4 最優秀提案者の選定方法	
5 選定結果の通知及び公表	
第 4 契約の締結	6
第 5 その他	6
第 6 問い合わせ先	6

「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務プロポーザル募集要項

岐阜県教育文化財団では、「清流の国ぎふ」文化祭2024の音楽イベントとして、令和6年11月17日に「清流の国ぎふ千人の第九」コンサートを開催します。

本コンサートの実施にあたり、清流の国ぎふの魅力を表現し、観客や出演者の記憶に残るような演出や、安全かつ円滑な運営を行うための提案を募集します。

この要項は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

【留意事項】

本委託業務に関する予算は現在、令和6年度収支予算の策定途中であり、公益財団法人岐阜県教育文化財団理事会において、本事業に係る予算案が承認されない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県教育文化財団はその損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和6年11月17日まで

4 委託費の上限

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者としします。

- ①岐阜県内に本社、本店、支店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ④岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑤岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの

期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本産業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（1）事業の実施体制・実績

- ①実施体制
- ②業務実績
- ③事業費の積算

（2）事業の企画・運営

- ①仕様書「5 業務内容」(7)を踏まえ、約2千人の来場者を安全かつ円滑に観客席に誘導するための受付・誘導に関する提案を具体的に記載してください。
- ②仕様書「5 業務内容」(6)を踏まえ、清流の国ぎふの魅力を表現し、観客や出演者の記憶に残るような会场景観等の演出に関する提案を具体的に記載してください。

3 プロポーザルの手続き等

（1）スケジュール

①募集要項等の公表・配布	令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）
②募集要項等に関する質問受付	令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）
③プロポーザル参加申込受付	令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）
④企画提案書の受付	令和6年3月8日（金）～ 令和6年4月 5日（金）
⑤プロポーザル評価会議	令和6年4月中旬（予定）
⑥審査結果の通知・公表	令和6年4月中旬（予定）

（2）募集要項等の配布

①配布日時

令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）
午前8時30分～午後5時00分（土日祝日除く）

②配布場所

公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課
（〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ギふ清流文化プラザ1階）

（3）募集要項等に関する質問受付及び回答の公表

①受付期間

令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）

②提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、令和6年3月29日（金）午後5時までに質問書（別紙1）を岐阜県教育文化財団県民文化課まで郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

③回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除

き、随時、岐阜県教育文化財団のホームページにて公開します。

※岐阜県教育文化財団ホームページ (<https://www.g-kyoubun.or.jp/>)

(4) プロポーザル参加申込の受付

①受付期間

令和6年3月8日(金)～令和6年3月29日(金)

②提出方法

参加希望者は、令和6年3月29日(金)午後5時までに参加申込書(別紙2)を岐阜県教育文化財団県民文化課まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

(5) 企画提案書の受付

①受付期間

令和6年3月8日(金)～令和6年4月5日(金)正午

②提出書類

ア 企画提案書(様式1)

イ 見積書(任意様式)

ウ 法人概要書(様式2)

③提出部数

9部(正本1部、副本8部)

④提出方法

岐阜県教育文化財団県民文化課まで、持参又は郵送により提出してください。持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

⑤注意事項

提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要項に違反すると認められる場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、公益財団法人岐阜県教育文化財団の情報公開に関する規程に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、辞退届（任意様式）を岐阜県教育文化財団県民文化課に持参又は郵送により提出してください。

（７）見積書作成に際しての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

③ 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

④ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の設置に係る経費については、委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

⑤ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

（８）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課

〒500-8384 岐阜市学園町３丁目４番地 ぎふ清流文化プラザ１階

TEL：058-233-8161、FAX：058-233-5811、E-mail：gecf@g-kyoubun.or.jp

※上記の各種書類の提出に関する指定の方法のうち、郵送、ファクス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※電子メール送信の場合は、件名を『「清流の国ぎふ千人の第九」運営委託業務』として送信してください。

第３ 評価に係る事項

１ 評価方法

提案の評価は、当財団が別に定める構成員により組織された『「清流の国ぎふ千人の第九」

運営委託業務プロポーザル評価会議』が行います。

なお、提案の評価に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容及び事業の実施能力等を採点します。

2 評価会議

（１）開催日

令和6年4月中旬

（２）開催場所

ぎふ清流文化プラザ（岐阜市学園町3-42）

※開催日時・場所等詳細は、後日プロポーザル参加者に通知します。

（３）企画提案説明の所要時間（1参加者あたり）

①プレゼンテーション：20分以内

②質疑応答：20分程度

（４）注意事項

- ① プレゼンテーション出席者は3名までとします。
- ② プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ③ プロポーザル参加者は他の参加者の企画提案説明を傍聴することはできません。
- ④ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおりとします。

4 最優秀提案者の選定方法

- ① 各評価会議構成員は、上記評価項目及び評価基準に基づき評価し、提案者ごとの評価点を比較して順位を付与します。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例：提案者数が5者であれば5点）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を付与します。ただし、同順位の提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者に高い順位点を付与します。その中で、提案金額も同額の者が複数者いる場合は、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 各評価会議構成員の順位点を合計し、最も高い提案者を最優秀提案者とします。
- ④ 順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、その中から評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とします。なお、その中で、順位点と評価点の合計が同点である提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。さらに、その中で、順位点と評価点の合計が同点で提案金額も同額の者が複数者いる場合は、各評価会議構成員の協議により決定するものとします。
- ⑤ 評価点の合計が基準点（60点×構成員数）を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ⑥ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、該当者なしとします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県教育文化財団ホームページ上で公表します。なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び総評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の順位点及び総評価点（得点順）（提案金額を含む）

※提案者の氏名は記載しません。

※提案者が2者の場合は、公表しません。

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と岐阜県教育文化財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいので、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と岐阜県教育文化財団との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

第5 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します

第6 問い合わせ先

公益財団法人岐阜県教育文化財団 県民文化課

〒500-8384 岐阜市学園町3丁目4番地2 ぎふ清流文化プラザ1階

TEL : 058-233-8161

FAX : 058-233-5811

E-mail : gecf@g-kyoubun.or.jp

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点として採点し、評価会議の構成員の点数の合計により算出する。

1 事業の実施体制・実績

評 価 項 目			評 価 基 準	評 価 基 準 点				
				非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1	実施体制		事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	10点	8点	5点	2点	0点
2	業務実績		本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分活かせることが期待できるか。	10点	8点	5点	2点	0点
3	見積内容		事業費の積算は妥当で、事業に要する費用と目標・効果とのバランスがとれているか。	10点	8点	5点	2点	0点
小 計				30点満点				

2 事業の企画・運営

評価項目		評価基準	評価基準点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	来場者の受付・誘導	約2千人の来場者を安全かつ円滑に観客席に誘導できる提案となっているか(自由席・指定席の選択、受付の位置及び仕様、客席までの動線等)。	30点	24点	15点	6点	0点
		受付・誘導のために必要となる看板・サインについての提案は適当であるか(玄関・入口、受付、会場内案内等)。	10点	8点	5点	2点	0点
		受付・誘導のために必要となるスタッフ・警備員の数や配置場所についての提案は適当であるか。	10点	8点	5点	2点	0点
2	会场景観等の演出	会场景観等の演出の提案は、清流の国ぎふの魅力を表現し、観客や出演者の記憶に残るようなものとなっているか(会場装飾や各種造作など)。	20点	16点	10点	4点	0点
小計			70点満点				